

## 横瀬町告示第8号

地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)について変更案を作成しましたので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定により次のとおり公告し、当該地域計画変更案を縦覧に供する。

なお、当該地域計画変更案については、縦覧期間満了の日まで横瀬町長に対して意見書(当該地域計画変更案の利害関係人に限る。)を提出することができる。

令和8年3月9日

秩父郡横瀬町長 富田能成



### 1 地域計画変更案を定めようとする地域

- (1) 苧米地域
- (2) 宇根地域
- (3) 姿地域
- (4) 合耕地地域
- (5) 芦ヶ久保地域

### 2 地域計画変更案の縦覧場所

横瀬町役場 振興課

### 3 地域計画変更案の縦覧期間

自 令和8年3月9日  
至 令和8年3月23日

### 4 地域計画変更案の縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

### 5 地域計画変更案に係る意見書の提出先

横瀬町役場 振興課